

韓国の李明博大統領による島根県・竹島上陸
及び天皇陛下への侮辱発言に対する意見書

島根県の竹島は、わが国固有の領土である。これは歴史的にも国際法上も疑いはない。しかしながら、韓国は竹島を不法占拠し、施設構築等を強行してきた。韓国が不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。

今般8月10日に李明博韓国大統領が竹島に上陸した。わが国はこのことを強く非難するとともに、竹島の不法占拠を韓国が一刻も早く停止することを強く求める。また、わが国政府は断固たる決意を持って韓国政府に対し毅然とした態度を取り、わが国政府が一丸となって竹島問題について効果的な政策を立案・実施すべきである。

さらに、8月14日、李明博韓国大統領は天皇陛下の韓国ご訪問について極めて侮辱的な発言を行った。友好国の国家元首が天皇陛下に対して行う発言として極めて無礼な発言であり、決して容認できないものであり、発言の撤回を求め謝罪を要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、
防衛大臣

香港の活動家らによる沖縄県・尖閣諸島上陸に対する政府対応への意見書

尖閣諸島はわが国固有の領土である。これは歴史的にも国際法上も疑いはない。こうした中、香港の民間団体の活動家ら14名が8月15日、わが国海上保安庁巡視船による警告・制止を振り切って、尖閣諸島沖のわが国領海に侵入した。また、これら活動家のうち7名は同日夕刻、尖閣諸島魚釣島に不法上陸した。

これらの行為は極めて遺憾であり、これらの行為を厳しく糾弾するとともに、厳重に抗議する。

これらの違法行為に対し、国内法令にのっとり厳正な対応を行うのは政府の当然の責務である。政府は違法行為に対し、法にのっとり厳正に対処すべきであった。こうした事態が再発しないよう中国、香港当局に対し厳重な申し入れを行い、さらに尖閣諸島の実効支配を確たるものとしていくために、警備体制の強化を含め、あらゆる手だてを尽くすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月25日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、
防衛大臣